声掛けは　仲間を守る　いのち綱

2026年
10月号
No.233



安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

目次

- 事故速報
- 事故報告（令和8年9月分）
- <続報>令和7年度損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果
- 安全リレー　(公社)茨城県 SC 連合会
- 販売書籍のご案内／ 編集後記

事故速報

Pick Up　就業途上の事故、特に自転車による事故が多発しています

就業途上の事故、特に自転車による事故は過去5年間の発生状況をみると、増加傾向にあります。

1カ月以上6ヵ月未満の入院では昨年度9月末の途上事故27件のうち15件が自転車による事故でしたが、今年度は 35 件のうち 20 件が自転車による事故となっています。 自転車は軽車両ですから道路交通法の適用対象です。

今年の4月1日からは、自転車にも交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されるようになりました。青切符により検挙される例としては、信号無視（6,000 円）、一時不停止（5,000円）、右側通行（6,000円）、携帯電話使用等（12,000 円）などです。

就業途上の事故のうち、徒歩による事故の場合は、躓いて転倒し、体の色々な部分を骨折した、頭部等を打撲したというものが多数を占めています。自転車による事故の場合は、単独で転倒するといったものもありますが、自動車等と接触して交通事故となることも多く、この場合、重篤事故（死亡もしくは6ヵ月以上の入院）になることもあります。

就業先へ向かう途中も、就業後、自宅に帰る時も、交通事故に遭わないよう、下記にある自転車利用安全五則を守り、周りにも注意して、安全運転に心掛けてください。

就業途上事故のうち、自転車による事故の割合

区分		R3	R4	R5	R6	R7	R8 ※
1ヵ月以上6ヵ月未満の入院	就業途上の事故件数	68	59	72	78	65	35
	うち、自転車の事故	26	28	40	43	42	20
	自転車の事故の割合	38.2%	47.5%	55.6%	55.1%	64.6%	57.1%
重篤事故	就業途上の事故件数	12	10	11	14	9	6
	うち、自転車の事故	5	2	5	7	4	3
	自転車の事故の割合	41.7%	20.0%	45.5%	50.0%	44.4%	50.0%

※令和8年度は9月末の件数

自転車利用安全五則

1. 車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先
※例外：13 歳未満や 70 歳以上が運転する場合や車道の交通量が多く事故の危険性が高い場合。

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3. 夜間はライトを点灯　　**4. 飲酒運転は禁止**　　**5. ヘルメットを着用**

令和7年度　損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果　<続報>

先月号（9月号）に引き続き、先般、「令和７年度損害賠償責任保険事故に係る調査について」（令和８年６月15日付８全シ協発第78号）により、調査依頼をお願いしました損害賠償金額が１件あたり20万円以上の事故の集計結果について続報を報告いたします。　支払い総額300万円以上が9件、200万円以上300万円未満が7件あり、令和6年度の200万円以上8件から倍増しています。

■損害賠償金額（支払総額）300万円以上の事故内容　　<9件>

仕事の内容	事故の状況	事故の発生原因	損害対象	①保険金額	②センター及び会員負担金	合計金額 ①　+②
剪定作業 （物損）	剪定作業中、上部より枝を落とし、幹だけになった状態で切り落とすためにチェーンソーを使用し、ロープを引いていたが引ききれず隣接する家に幹が倒れこんだ。	作業場所や周囲の状況の確認不足の他、上部より木を細かく切り詰めていくようにしなかった。	軒と瓦、雨どい	4,206,019	1,662,953 （センター） 10,000 （会員）	5,878,972
草刈り （物損）	刈払い機を使用し、除草作業をしていたところ、砂利石を飛散させ、向かいの駐車場に停めてあった車両と民家に当たり、ボンネットや外壁などに傷がついた。	防止ネットは使用していたが、使用方法が適切ではなかった。作業場所から10～15メートルほどの距離があり、そこまでは飛散しないと油断していた。	車のボンネット、フロントガラス、民家の外壁	5,169,580	50,000 （センター）	5,219,580
草刈り （物損）	市施設内の草刈り作業中、光ケーブルと電話ケーブルを切断してしまった。	ケーブルが数本入っている管がボックスの下にあり見えづらい状況だったが、建物の付近まで刈払機で草刈りをしようとしたことが原因。	光ケーブル3本、電話線1本	4,655,926	0	4,655,926
草刈り （物損）	駐車場での草刈中、近くに駐車していた車両に小石を飛散させ車両側面に傷をつけた。	作業場所の周囲の状況の確認不足及び防止ネットの未使用によるもの	車の左側面	4,139,482	10,000 （会員）	4,149,582
草刈り （物損）	町道での作業中、隣接する社員駐車場に駐車していた車両に刈払機で使用した小石が飛散し、窓ガラスの破損や車体の傷などの物損事故が発生した。	作業場所の周辺状況確認不足と飛散防止ネット対策を怠ったことによる。	車両１台窓ガラスの破損 車両３台ボデーへの傷、破損 (外車有り)	3,707,236	0	3,707,236
駐輪場管理 （物損）	駐車場管理業務中に加圧給水ポンプ下にいた猫を追い払おうと水をかけたところ加圧給水ポンプ配電盤に水がかかってしまい故障したもの。	会員が業務範囲や禁止事項を十分に認識しておらず、状況判断を誤ったことによる意識不足が大きいと考えられる。業務外行為への理解不足や危険設備への注意欠如が重なり、誤った対応に繋がった。	加圧給水ポンプ 配電盤	3,334,991	10,000 （会員）	3,344,991

草刈り（物損）	草刈り作業中に草刈払機で住宅裏口付近の灯油タンクのホースを傷つけてしまい、灯油が漏れてしまった。	作業場所の確認不足によるもの。	灯油タンクのホース	3,234,246	50,000（センター）	3,284,246
軽作業（身体）	買物カゴを台車に乗せ所定の場所へ運ぶ途中、買い物をされていたお客様の右肩に、台車に乗せたカゴをぶつけた。	周囲の状況の確認不足によるもの。	肩の骨折	3,112,438	0	3,113,438
除草（物損）	公園の除草を刈払機を用いて作業中、現場から道路を挟んだ向かい側の住宅の自動車に飛石し、ボンネットを傷つけてしまった。	養生はしていたものの、不十分であり、飛石を防げなかった。	ボンネット、フロントガラスに傷数か所	3,100,610	0	3,100,610

■会員の負担金額について

表のとおり、令和7年度損害賠償保険事故（1件あたり 20 万円以上の事故）726 件の内、会員負担金額別に比較すると、会員の負担がない事故「0 円」が 316 件と最も多く、全体の4割強を占めている。会員負担金額がある事故の中では、「1万円」の負担が最も多く210件、次いで「3万円」の負担が 45件となっています。負担がない事故は減少傾向である一方、負担のある事故、そして、より高額の負担のある事故は増加傾向にあります。

会員の負担金額	件数	割合
0円	316 （ 329 ）	43.5%
1,000円	31 （ 40 ）	4.3%
1,001円以上 5,000円未満	9 （ 4 ）	1.2%
5,000円	43 （ 37 ）	5.9%
10,000円	210 （ 193 ）	28.9%
10,001円以上20,000円未満	15 （ 7 ）	2.1%
20,000円	15 （ 13 ）	2.1%
20,001円以上30,000円未満	15 （ 9 ）	2.1%
30,000円	45 （ 38 ）	6.2%
30,001円以上50,000円未満	5 （ 3 ）	0.7%
50,000円	17 （ 5 ）	2.3%
50,001円以上	5 （ 5 ）	0.7%
計	726 （ 683 ）	100.0%

（ ）は令和 6 年度の件数

今回報告のあった事故の中で、**5 万円会員負担した事故は前年度の5件から17件へと3.4倍に増えました。**

また、それ以上負担した5件の内容は以下のとおりです。

・就業会員が免責額を負担した。（10 万円、 67,800 円）
・就業会員が免責額と保険対応不足分を負担した。（55,476 円）
・就業会員が複数おり、免責分の他にかかった額を等分して負担した。（180,000 円）
・就業会員の行為が悪質であったため保険適用外を全額負担とすることを理事会で決議した。（227,623 円）